

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年3月31日 (第 回)
目標年度	令和16年度(2034年度)
市町村名 (市町村コード)	松本市 (202029)
地域名 (地域内農業集落名)	島内地区 (小宮、高松、島高松、北中、南中、青島、松島、新橋、東方、町、北方、上平瀬、平瀬川西、平瀬川東、下田、山田、犬飼新田、中田)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	493 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	447 ha
② 田の面積	457 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	32 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	125 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	60 ha
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	202 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	101 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

担い手(前、中心経営体等)が引き受けざる意向のある耕作面積が100ha以上となっており、離農者面積<耕作者希望面積が20年以上継続しており、農地の引っ張り合いにより、現在の地代はハイランド管内他地区より高く、島内地区内全体的に地代を安く平準化する調整が必要である。
--

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

主要作物① 水稻を中心とした土地利用型農業を推進し、作業の効率化に資するスマート農業を積極的に導入しつつ集約による団地化を進める。
主要作物② ブロックローテーションにより高収益作物の作付を視野に研究を継続する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
<ul style="list-style-type: none"> ・島内基礎耕作面積517haの面積の内、他地区の面積も含め集積が357.9haであり、地区外の面積は当面検討から除外し、集落を単位とし担い手に集約を図る。但し、貸手からの要望がある場合は考慮する。 ・島内地区内で共通の価格を示し、農地の耕作者変更に伴う料金の価格の平準化を進める。 ・島内平瀬周辺圃場整備推進委員会の進める圃場整備計画の収益UPに繋がるように、エリア内(以降エリア内とは、平瀬・町・東方の圃場整備実施区域)での集約化を進める。 ・年に1度農地相談日を設け、農地の耕作を始める年度当初に会議を開催し、担い手に諮る。但し、島内地区農業振興ビジョンや転作率を意識しており、取り組みを実施している担い手を優先とする。 			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	57.8	%	将来の目標とする集積率
			57.8 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手が利用する団地数を減らし、一方で団地面積の拡大を図り効率化を推進する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
担い手を中心に、農地バンクを通じて集積・集約化を進める。その際、農地貸付の意向について要望なき場合は、集落を単位としその集落の担い手耕作者での検討を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
農業委員、農地利用最適化推進委員、JAを中心に、地域全体の農地バンクへの貸し付け状況や所有者の貸付意向を踏まえつつ調整を行う。
(3) 基盤整備事業への取組
農地、用排水施設及び農道・ため池等の整備による安定的な生産及び自然災害等の被害防止のための事業に取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
市町村及びJAと連携して、新規就農者の確保及び兼業農家を含む多様な経営体を確保・育成に取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
作業の効率化が期待できる業務については、地区内の団体や業者を中心に委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①有害鳥獣による被害防止として、引続き進入防止柵や捕獲体制の強化に取り組む。
- ②有機農業を推進する。
- ③スマート農業: 作業効率化に関する情報を域内で共有し、地域の発展と地域ブランドの醸成に取り組む。
- ⑩JA松本ハイランド管内のライスセンターの再編集約や設備の更新を進める。
- ⑩農地中間管理機構を通じた貸借における賃借料は原則として金納だが、農地所有者の事情等により、地域の農地利用調整の合意形成において物納が必要とされる場合、物納(米に限る)の取扱いができるものとする。